



## 利用料金加算制度（市外・営利加算）の新設・運用変更について（お知らせ）



東大阪市では、市内の公共施設における運用のバラツキを統一し、公平性を担保することを目的として見直しを行いました。また、令和6年第3回定例会（9月議会）にて複数の施設条例が改正され、市外加算・営利加算が導入されました。その結果、令和7年4月1日以降に行う予約から一部の運用が変更となり、これまでの利用料金と変更となる場合があります。

利用者の方におかれましては、以下の変更点について、ご理解いただきますようお願いします。

### 変更点1

★市外加算・・・市内在学・在勤を除く市外在住者の方が利用される場合に対象となります。  
(本体利用料金に5割が加算されます)

### 変更点2

★営利加算・・・利用主体別、利用内容別で一定の利用目的の場合に対象となります。  
(本体利用料金に10割加算)

※営利加算の対象となる事例は裏面の通りです。

★営利法人・個人事業主 … 企業・事業活動での利用をする場合、金銭の授受の有無にかかわらず、営利加算の対象となります。

「金銭の授受**有り**」

- ① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

「金銭の授受**無し**」

- ⑤ 参加費・入場料等を徴収しない興行等（無料相談会等を含む）。
- ⑥ 商品・事業説明会、研修、会議、撮影などの業務（企業）活動。
- ⑦ 会社説明会、仕事説明会、面接、採用試験などの求人活動。
- ⑧ その他企業・事業活動での利用の場合。 ※チャリティ活動等一部例外あり

★その他の団体・個人 … ①～④の金銭の授受が有る利用をする場合、営利加算の対象となります。

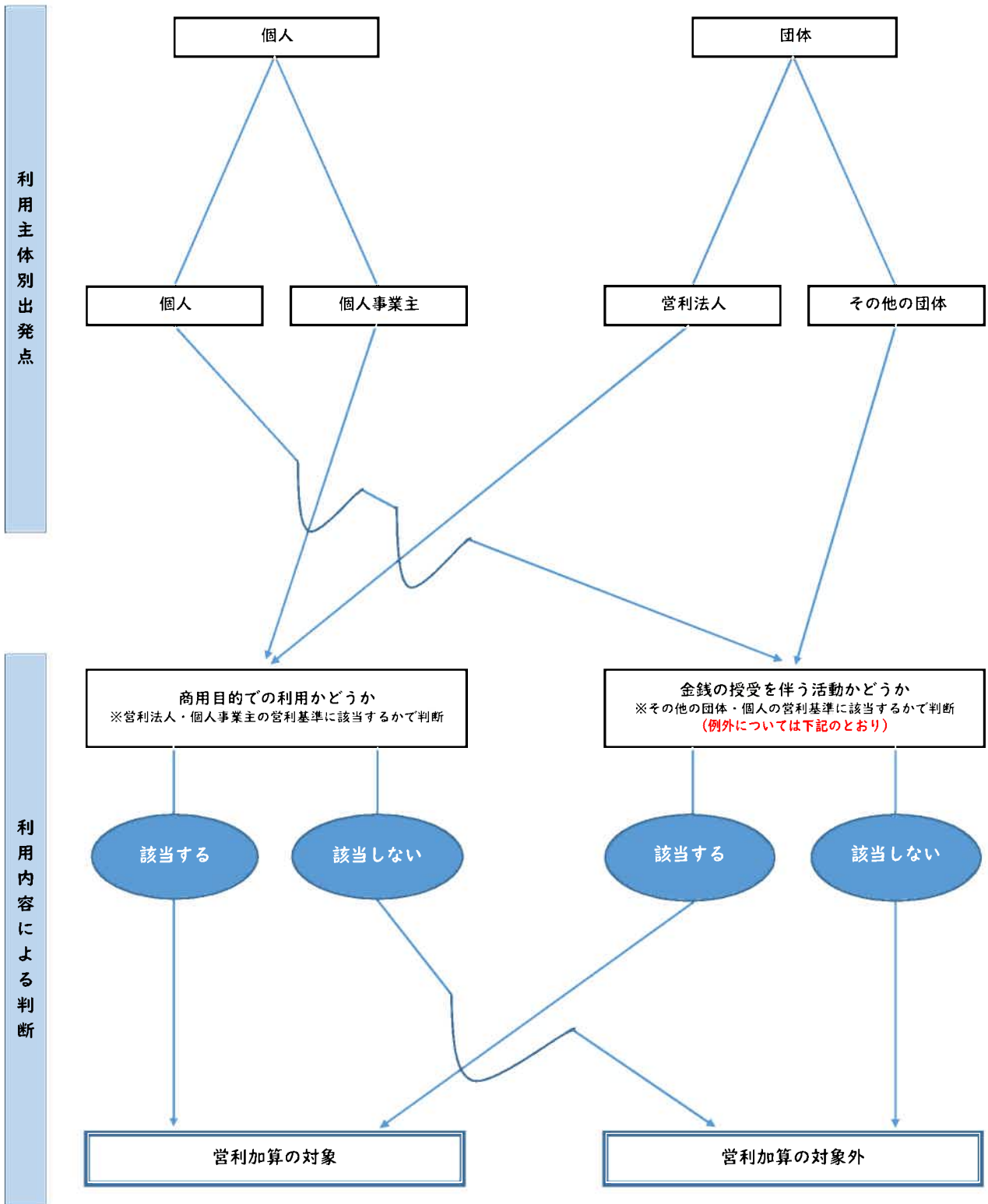
「金銭の授受**有り**」

- ① 主催者が来場者等から入場料等これらに類するものを徴収する場合。
- ② 主催者が参加者等から参加料、協賛金等これらに類するものを徴収する場合。
- ③ 主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施する場合。
- ④ 物品の販売等（買い取りを含む）を行う場合。

【金銭の授受が有るものの、以下に該当する場合は営利加算の対象外となります】

- ・ ②③の利用で、徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。  
※事業計画書の提出が必要です。
- ・ サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
- ・ 大会や発表会で、入場料を徴収しない場合。

# 営利加算適用フローイメージ

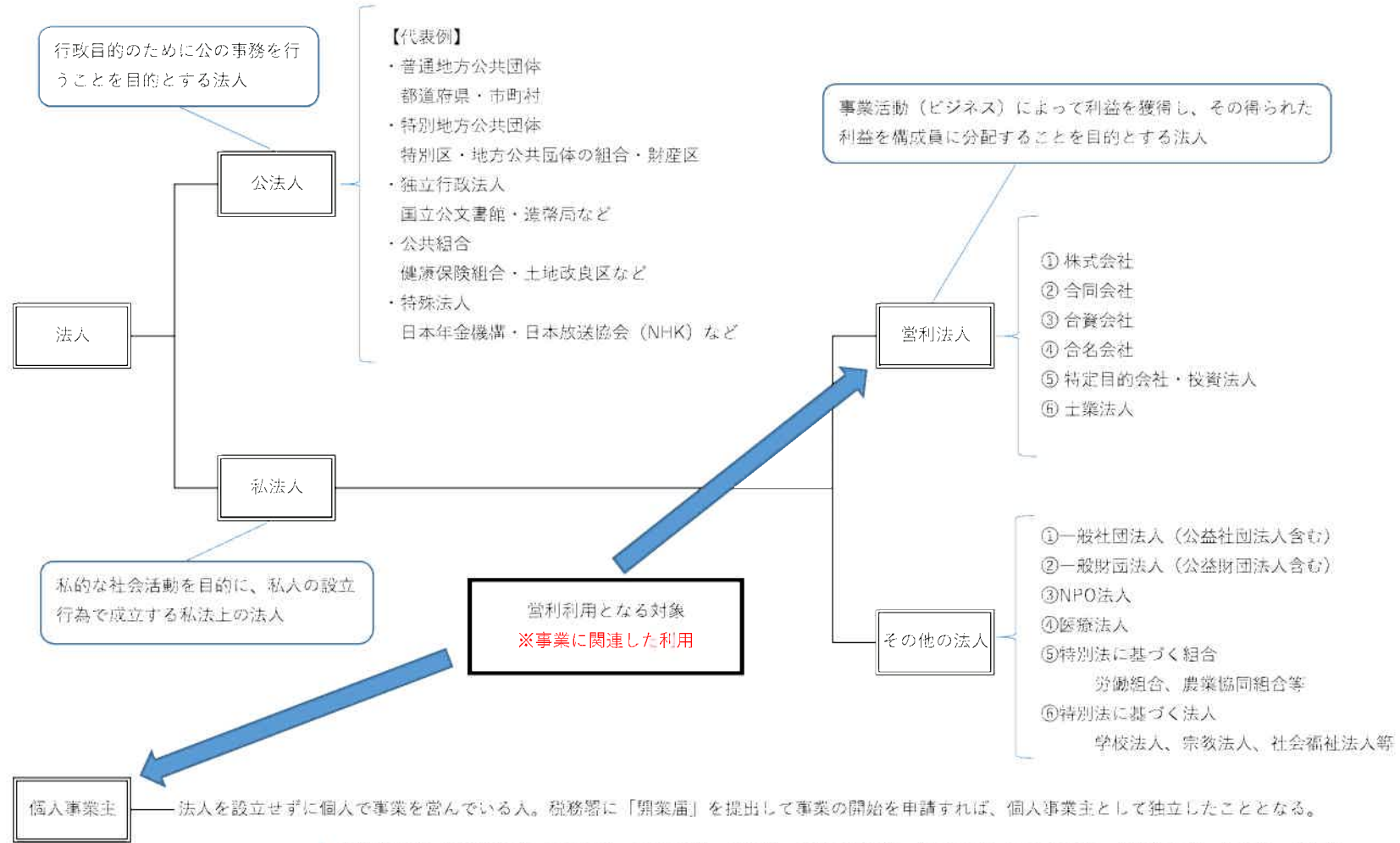


※営利法人・個人事業主の利用で営利加算の対象外となる事例  
 ・チャリティ活動での利用で、得られた収益を寄付する催事 等

※その他の団体・個人の利用で金銭の授受を伴う活動であるものの、営利加算の対象外となる事例

- ・主催者が会費等を徴収して開催する塾、教室、スクール等の習い事を実施するが、徴収する会費等が施設使用料の2倍の範囲内である場合。※事業計画書の提出が必要です。
- ・サークル団体等で、各自が活動費を出し合っている場合。
- ・大会や発表会等で、入場料を徴収しない場合。

# 法人・個人事業主について



- 第1種事業 (37)
  - 物品販売業・運送取扱業・料理店業・遊覧所業・保険業・船舶走係場業・飲食店業・商品取引業・金銭貸付業・倉庫業・周旋業
  - 不動産売買業・物品貸付業・駐車場業・代理業・広告業・不動産貸付業・請負業・仲立業・郵便所業・製菓業・印刷業・問屋業
  - 案内業・電気供給業・出版業・両替業・冠婚葬祭業・土石採取業・写真業・公衆浴場業（むし風呂等）・電気通信事業・席貸業
  - 演劇興行業・運送業・旅館業・遊技場業
- 第2種事業 (3)
  - 畜産業・水産業・薪炭製造業
- 第3種事業 (30)
  - 医業・公証人業・設計監督者業・公衆浴場業（銭湯）・歯科医業・弁理士業・不動産鑑定業・歯科衛生士業・薬剤師業・税理士業
  - デザイン業・歯科技工士業・獣医業・公認会計士業・**諸芸術師業**・測量士業・弁護士業・計理士業・理容業・土地家屋調査士業
  - 司法書士業・社会保険労務士業・美容業・海軍代理士業・行政書士業・コンサルタント業・クリーニング業・印刷製版業
  - あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業 減価師業

## 塾、教室、スクール等の習い事

# 事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	勾玉づくり体験会		
事業内容	4/5に、事前申し込み制にて勾玉づくり体験会を開催する。参加費は1人あたり500円で、材料費として1人あたり別途300円を徴収する。		
利用施設名	楠根市民プラザ 多目的ホール（午後）		
主催者	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	東大阪市〇〇	
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	【収入】 参加料		【支出】 開催経費
参加費	固定項目	500円	会場使用料（1回） 固定項目 3,200円
参加人数	固定項目	10人	附属設備使用料 固定項目 500円
	合計	5,000円	合計 3,700円
	収支		1,300円

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	6,900円
営利加算適用後の収支	-1,900円
判定結果	非営利

【参考】 営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）

実費徴収金（材料代等）	300円	材料代等	300円
参加人数	10人	参加人数	10人
合計	3,000円	合計	3,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。



# 事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	〇〇教室		
事業内容	毎週水曜日に、日下市民プラザの多目的ホール（夜間）にて〇〇を習いたい生徒に対して月謝制にて教室を開催する。		
利用施設名	日下市民プラザ 多目的ホール（夜間）		
主催者	氏名	〇〇 〇〇	
	住所	東大阪市〇〇	
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	【収入】 参加料（会費・月謝等）		【支出】 開催経費
参加料	固定項目	5,000円	会場使用料（1回）
			固定項目
			3,700円
参加人数（定員）	固定項目	30人	月間開催予定回数
			固定項目
			4回
			附属設備使用料
			固定項目
			500円
	合計	150,000円	合計
			16,800円
	収支		133,200円

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	31,600円
営利加算適用後の収支	118,400円
判定結果	営利

【参考】営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）※月額

実費徴収金（材料代等）	4,000円	材料代等	4,000円
参加人数	30人	参加人数	30人
合計	120,000円	合計	120,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。

# 事業計画書

固定様式ですので、申請者側にて様式変更はしないでください。

事業名（教室名等）	〇〇教室				
事業内容	〇〇を習いたい生徒に対して月謝制にて教室を開催する。 4/6は日下市民プラザ△△にて実施 4/13、4/20は日下市民プラザ□□にて実施 4/27は日下市民プラザ△□にて実施				
利用施設名	日下市民プラザ				
主催者	氏名	〇〇 〇〇			
	住所	東大阪市〇〇			
	連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	【収入】 参加料（会費・月謝等）		【支出】 開催経費		
参加料	固定項目	5,000円	会場使用料	固定項目	14,800円
参加人数（定員）	固定項目	30人	月間開催予定回数	固定項目	4回
			附属設備使用料	固定項目	2,000円
	合計	150,000円	合計		16,800円
	収支				133,200円

月4回開催なのであれば、4回分合計の会場使用料を記載してください。  
※附属施設使用料も同様です。

判定結果が営利となる場合は、営利加算の適用となりますので、事業計画書の提出は必要ありません。

※事業計画の概要がわかる「チラシ」、「PR資料」等を添付してください。

営利加算適用後の支出	126,400円
営利加算適用後の収支	23,600円
判定結果	営利

【参考】営利加算判定対象外（参加費・月謝等と別に徴収する場合）※月額

実費徴収金（材料代等）	4,000円	材料代等	4,000円
参加人数	30人	参加人数	30人
合計	120,000円	合計	120,000円

※記載内容と異なる使用をした場合に、次回以降の使用をお断りすることがあります。